

社会福祉法人敬寿会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人敬寿会(以下「当法人」という)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員の報酬に関し必要な事項を目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる定義とは、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2)報酬等とは、報酬・賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。また費用とは明確に区別されるものとする。
- (3)費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費及び手数料等の経費であって、報酬とは明確に区別されるものとする。

(役員報酬)

第3条 当法人の役員報酬は定款第8条及び第21条に定めるとおり支給しないものとする。

(費用弁償)

第4条 役員等が理事長の指示又は理事会の委任を受け業務を行う場合、次のとおり費用を弁償する。

区 分	費用弁償の額
理事会	1回につき10,000円
監事会	1回につき10,000円
評議員会	1回につき10,000円

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

付則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。